

○岡山県公安委員会公印規程

(昭和 34 年 6 月 30 日公安委員会規程第 4 号)

<b>改正</b> 昭和 35 年 11 月 16 日公安委員会規程第 2 号	昭和 38 年 2 月 4 日公安委員会規程第 3 号	昭和 39 年 9 月 6 日公安委員会規程第 1 号
昭和 40 年 2 月 10 日公安委員会規程第 3 号	昭和 40 年 9 月 1 日公安委員会規程第 7 号	昭和 41 年 6 月 15 日公安委員会規程第 2 号
昭和 41 年 12 月 5 日公安委員会規程第 3 号	昭和 41 年 12 月 20 日公安委員会規程第 5 号	昭和 42 年 3 月 7 日公安委員会規程第 2 号
昭和 42 年 9 月 14 日公安委員会規程第 9 号	昭和 43 年 3 月 23 日公安委員会規程第 1 号	昭和 43 年 6 月 17 日公安委員会規程第 3 号
昭和 48 年 8 月 6 日公安委員会規程第 2 号	昭和 61 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号	平成元年 3 月 20 日公安委員会規程第 3 号
平成 2 年 8 月 6 日公安委員会規程第 3 号	平成 4 年 2 月 25 日公安委員会規程第 2 号	平成 5 年 3 月 22 日公安委員会規程第 2 号
平成 8 年 4 月 3 日公安委員会規程第 1 号	平成 10 年 3 月 24 日公安委員会規程第 3 号	平成 14 年 5 月 23 日公安委員会規程第 6 号
平成 16 年 3 月 19 日公安委員会規程第 1 号	平成 16 年 11 月 11 日公安委員会規程第 7 号	平成 16 年 12 月 22 日公安委員会規程第 8 号
平成 17 年 5 月 16 日公安委員会規程第 3 号	平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号	平成 18 年 5 月 19 日公安委員会規程第 7 号
平成 19 年 7 月 17 日公安委員会規程第 11 号	平成 20 年 3 月 18 日公安委員会規程第 1 号	平成 20 年 5 月 7 日公安委員会規程第 4 号
平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 1 号	平成 26 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号	平成 27 年 2 月 20 日公安委員会規程第 2 号
令和 4 年 3 月 10 日公安委員会規程第 3 号		

岡山県公安委員会公印規程を次のように定める。

岡山県公安委員会公印規程

(目的)

第 1 条 岡山県公安委員会において使用する公印(以下「公印」という。)の種別、名称、規格及び用途については、この規程の定めるところによる。

(公印の種別、名称、規格等)

第 2 条 公印の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な用途に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の用途に使用するもの

- 2 公印の名称、ひな形、書体、寸法、専用公印の用途及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(取扱の委任)

- 第3条 公印の使用、保管その他公印について必要な事項は、岡山県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和34年7月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、なお当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和35年11月16日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和35年11月16日から施行し、昭和35年11月1日から適用する。

附 則(昭和38年2月4日公安委員会規程第3号)

- 1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、なお、当分の間使用することができる。

附 則(昭和39年9月6日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和39年9月6日から施行する。

附 則(昭和40年2月10日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和40年2月20日から施行する。

附 則(昭和40年9月1日公安委員会規程第7号)

この規程は、昭和40年9月1日から施行する。

附 則(昭和41年6月15日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和41年6月25日から施行する。

附 則(昭和41年12月5日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月20日公安委員会規程第5号)

この規程は、昭和42年1月10日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 7 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 9 月 14 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、昭和 42 年 9 月 14 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 23 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、昭和 43 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 6 月 17 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 8 月 6 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 20 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成元年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 6 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 2 月 25 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 22 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 3 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 8 年 5 月 7 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 24 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 23 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 19 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 11 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 16 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 19 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 17 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 7 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日公安委員会規程第 2 号)



この規程は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 10 日公安委員会規程第 3 号)


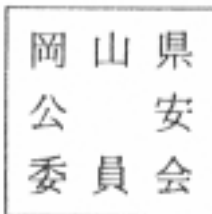
この規程は、令和4年3月11日から施行する。ただし、第2条中岡山県公安委員会事務決裁規程第5条及び別表の改正規定は、令和4年3月15日から施行する。



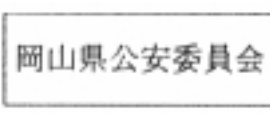



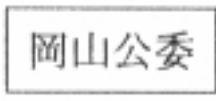


別表


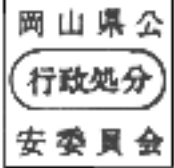

(1) 一般公印

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者
			縦	横	
岡山県公安委員会印		てん書	30	30	総務課長
岡山県公安委員会委員長印		てん書	23	23	総務課長

(2) 専用公印

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)		用途	管理責任者
			縦	横		
岡山県公安委員会許可認可事務専用印		てん書	23	23	自動車運転免許証その他許可認可で様式その他の理由により一般公印によりがたいもの	総務課長
岡山県公安委員会許可事務専用印		てん書	4.5	4.5	自動車運転免許証及び運転経歴証明書事務用(運転免許証作成機に印影内蔵用)	運転免許課長

岡山県公安委員会交通事務専用印		てん書	7	7	駐車監視員資格者証及び徴収職員証事務用	交通指導課長
岡山県公安委員会暴力団対策事務用印		てん書	20	20	暴力団対策に係る行政処分事務用	組織犯罪対策第一課長
岡山県公安委員会生活安全事務専用認印		かい書	6	25	生活安全関係許可証等証明書事務用	生活安全企画課長及び各警察署長
岡山県公安委員会生活安全事務専用刻印		ゴシック	18	25	生活安全関係許可証等事務用	生活安全企画課長
岡山県公安委員会交通事務専用刻印		ゴシック	10	20	駐車監視員資格者証及び徴収職員証事務用	交通指導課長
岡山県公安委員会放置違反金事務専用認印		てん書	20	20	放置違反金事務用	交通指導課長
岡山県公安委員会交通事務専用認印		かい書	4	12	自動車運転免許証及び通行・駐車禁止除外指定車標章事務用	運転免許課長、運転管理課長及び各警察署長
岡山県公安委員会交通事務専用認印		てん書	直径28		国外運転免許証事務(表紙)用	運転免許課長
岡山県公安委員会交通事務専用認印		てん書	直径20		国外運転免許証事務(車両区分)用	運転免許課長

岡山県公安委員会交通事務専用刻印		丸ゴジツク	直径 22		運転免許証事務用 取消処分者講習事務用	運転免許課長
岡山県公安委員会行政処分専用認印		てん書	20	20	自動車運転免許行政処分事務用	運転管理課長
岡山県公安委員会運転免許事務専用認印		てん書	20	20	運転免許関係証明書等事務用	運転免許課長